

第2回 埼玉県競輪事業検討委員会 資料3

「包括民間委託契約の方向性について」

契約期間について

現行契約

契約期間は5年間

【全国の競輪施行者の状況】

	H28	R2	割合	本県
5年超	2	5	25.0%	
5年	8	12	60.0%	○
5年未満	6	3	15.0%	

受託事業者が投資を回収するために必要な期間(減価償却含む)を設定することによって、県により良い企画提案がなされるようにするため、5年間としている。

	5年(従来どおり)	5年未満
メリット	<ul style="list-style-type: none">安定した競輪開催業務が可能となる。受託事業者の投資意欲が高まる。映像機器や投票システム等の償却期間と一致する。	<ul style="list-style-type: none">競輪を取り巻く環境の変化等に柔軟に対応できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none">競輪を取り巻く環境の変化等に柔軟に対応できなくなる。	<ul style="list-style-type: none">受託事業者の投資意欲が低下する。受託事業者が頻繁に変わる可能性があり、競輪開催業務が不安定になる。

契約方法について①

検討事項

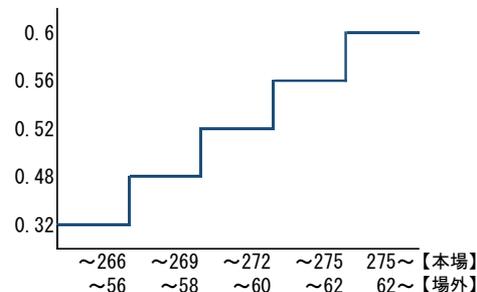
○収益先取方式について

○委託料方式(定額、もしくは定率)について

○最低保証の設定について

現行契約

- ・ 契約方法
収益先取方式
- ・ 委託料の金額
事業収入－施行者(県)負担費用－施行者(県)収益＝委託料
- ・ 埼玉県の収益計算
売上額×0.6～0.32% (最低保証 1億円)



安定的な収益の確保を図るため、最低保証のある収益先取方式を採用している。

【参考:全国の競輪施行者の状況】

○ 委託料の算定方法

	H28	R2	割合	本県
定額制	10	9	45.0%	
定率制	3	8	40.0%	
収益先取型	3	3	15.0%	○

○ 最低保証

	H28	R2	割合	本県
あり	9	12	60.0%	○
なし	7	8	40.0%	

契約方法について②(委託料計算方法・イメージ図)

委託料方式(定額)

各年度における事業収入(A) (車券売上、入場料等)

委託料

施行者負担経費(B) (払戻金、選手賞金
人件費等)

施行者
収益(C)

【委託料の計算方法】

施行者が提示する仕様書に基づき、
受託事業者から提出される見積金額

委託料方式(定率)

各年度における事業収入(A)

委託料

施行者負担経費(B)

施行者
収益(C)

【委託料の計算方法】

委託料 = (A) × 一定割合

収益先取方式

各年度における事業収入(A)

施行者負担経費(B)

施行者
収益(C)

委託料

【委託料の計算方法】

委託料 = (A) - {(B) + (C)}

契約方法について③

	メリット	デメリット
委託料(定額制)方式	<ul style="list-style-type: none">・売上が増えても委託料を一定額以上支払う必要がなく、増えた分の収益は施行者が独占できる。	<ul style="list-style-type: none">・売上が低い場合、施行者だけが赤字リスクを負う可能性がある。・売上に連動して委託料が増えないので、受託事業者のモチベーションが上がらない。・受託事業者の追加投資が期待できない。
委託料(定率制)方式	<ul style="list-style-type: none">・売上増加の場合、収益先取方式では施行者収益が一定割合に留まるが、委託料方式では、一定割合に留まらない。・売上に連動して委託料が増えるので、受託事業者のモチベーションが上がる。・受託事業者の追加投資が期待できる。	<ul style="list-style-type: none">・施行者が赤字リスクを回避できない。
収益先取方式	<ul style="list-style-type: none">・施行者が赤字リスクを回避できる。	<ul style="list-style-type: none">・受託事業者のリスク負担が増加し、受託事業者から提案される収益率が上りにくい。
最低保証	<ul style="list-style-type: none">・施行者が赤字リスクを回避できる。	<ul style="list-style-type: none">・受託事業者のリスク負担が増加し、受託事業者から提案される収益率・委託率の引き上げ・引き下げが難しくなる。